

日本サンキャッチャー協会規約  
施行 平成28年4月10日

第1章 総 則

第1条（名称）

この協会は、日本サンキャッチャー協会といい、英語表記ではSuncatcher Association of Japan（略称SAJ）という。

第2条（事務所）

この協会は、事務局所在地を東京都墨田区錦糸2-7-6に置く。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

この協会は、日本におけるサンキャッチャーの振興と、インテリアアクセサリーとしての地位の向上を目的とする。

第4条（事業）

この協会は、前条の目的を達成するためにに次の事業を行う。

1. サンキャッチャーの普及、指導及び研究に関する事業。
2. サンキャッチャーに関する講習会の開催、及び指導者養成に関する事業。
3. サンキャッチャーに関する資料の収集、保存、及び機関誌、その他刊行物の発行。
4. その他この協会の目的を達成するために必要な事業。

第5条（構成員）

この協会の趣旨に賛同し、その事業に積極的に貢献しようとする有志である。

入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局宛に送付し、会長の承認を経て入会とする。

第3章 資産および会計

第6条（資産の構成）

この協会の資産は、次の通りとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産。
2. 資産から生じる収入。
3. 事業に伴う収入。
4. 会員からの会費収入。
5. 寄付金品。
6. その他の収入。

第7条（資産の管理）

この協会の財産は、監事が管理する。

#### 第8条（経費の支弁）

この協会の業務遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

#### 第9条（事業計画及び収支予算）

この協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経なければならない。

#### 第10条（収支決算）

この協会の収支決算は理事長が作成し、財産目録、事業報告書、財産増減事由書とともに監事の意見を添えて理事会の承認を受けなければならない。

#### 第11条（会計年度）

この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第4章 役員および職員

#### 第12条（役員）

この協会には、次の役員を置く。

1. 理事長 1人
2. 副理事 1人以上5人以内
3. 事務局長 1人
4. 監事 1人以上3人以内

#### 第13条（役員を選任）

理事は互選で理事長、副理事を定める。

#### 第14条（理事の職務）

1. 理事長は、この協会の業務を総理し、この協会を代表する。
2. 副理事は理事長を補佐、理事長に事故あるときまたは欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序でその職務を代理し、またはその職務を行う。
3. 理事は、理事会を組織し、この協会の業務を議決し執行する。

#### 第15条（監事の職務）

1. この協会の財産状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産状況、業務執行に不整の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
4. 前号の報告をするために理事会を召集すること。

#### 第16条（役員任期）

1. この協会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

#### 第17条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

#### 第18条（役員報酬）

役員報酬については別途規定を設け、理事会で決定する。

#### 第19条（職員）

1. この協会の事務を処理するため、事務局を設け職員を置く。
2. 職員は理事長が任免する。
3. 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て定める。

### 第5章 名誉会長、顧問および参与

#### 第20条（名誉会長、顧問および参与）

この協会には、名誉会長1名、顧問、参与各若干名置くことができる。

1. 名誉会長、顧問、参与は、この協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
2. 名誉会長、顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
3. 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べることができる。

### 第6章 会議

#### 第21条（理事会）

理事会は、毎年1回会長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、または理事会現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

1. 理事会の議長は、理事長とする。

#### 第22条（理事会の定員数等）

理事会は、理事現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。ただし、当該議事について書面にてあらかじめ意見を表示した者は出席者と見なす。

1. 理事会の議事は、本規約に定めがあるものを除くほか、出席理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第23条（理事会に付議すべき事項）

次に掲げる事項は、理事会に付議する。

1. 事業計画。
2. 収支予算、収支決算についての事項。
3. その他、理事の付議した事項。

## 第24条（議事録）

すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者2名以上が署名の上これを保管する。

## 第7章 専門委員会

### 第25条（専門委員会）

この協会の事業遂行上必要な事柄を処理するため、専門委員会を設置する。

1. 専門委員会の組織および運営に関しては理事会において定める。

## 第8章 規約の変更および解散

### 第26条（規約の変更および解散）

この規約は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

### 第27条（解散）

この協会の解散は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

### 第28条（残余財産の処分）

この協会の解散に伴う残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て、本協会と類似の目的をもつ他団体に寄付するものとする。

## 第9章 補 則

### 第29条（施行日）

本規約は、平成28年6月1日より実施する。